

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

SDGs 未来都市まつやまの実現に向けた安全安心なまちづくり計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

愛媛県及び愛媛県松山市

### 3 地域再生計画の区域

愛媛県松山市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地域の現況

本市は、瀬戸内海に面し四国の北西、愛媛県の中央部に位置し山と海の豊かな地域資源を有する四国最大の中核市である。北東部には、高縄山系、東部には石鎚山系が連なり、この両山の間には、石手川、重信川などによって形成された扇状地である松山平野が広がっている。

近年、農村地域では高齢化・人口減少が進行しており、農林業の担い手不足による山林や農地の手入れ不足に伴う自然景観・農村景観の荒廃、地域の活力が低下している。また、生産拠点の辺々部においては、緊急車両の通行や防災活動に支障をきたす幅員が狭小な道路が点在し、さらに、昨今の記録的な豪雨により道路災害が多く発生している。

このような現状のなか本市は、内閣府から優れた取組の中でも特に独自性が高く先導的な提案として「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、経済面では観光産業を軸とした経済活性化、社会面では災害に強い安全・安心のまちづくり、環境面では産業の活性化と両立した脱炭素化による温暖化対策を図るなど SDGs を原動力とした地域創生と地域活性化を推進するものとしている。

#### 4-2 地域の課題

本市の農村地域は、自然や文化に関連する地域の歴史資源が豊富に存在する地域

であるが、道路の改良率が低く、舗装状態の悪い箇所や道路幅員が狭い箇所が見受けられ、地域住民や観光客などが安全安心に利用できる道路環境の整備が不可欠となっている。

さらに、林業従事者の高齢化に伴う労働力の減少や林道の未整備により、間伐作業に遅れが生じており、林業の生産性も停滞している状況である。

### 4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生道整備推進交付金により市道と林道を一体的に整備することにより、地域の歴史資源等を安全に回遊出来る道路ネットワークを構築するとともに、生産効率を改善、農林業の振興を図る。農林業の振興により森林等の適正管理を維持・改善し、水源かん養等の公益的機能の向上を図り土砂災害の防止を図る。また、経営基盤の安定により農林業従事者の離職を防ぎ、更には新たな雇用を生み出し地域の定住者を増やすなど「SDGs 未来都市計画」（2020年松山市策定）の実現に向けた安全と安心が実感できるみちづくりを目指す。

（目標1）交通事故発生件数の縮減

1,039件（令和3年度）→804件（令和8年度）

（目標2）木材生産量の増加

777m<sup>3</sup>（令和3年度）→900m<sup>3</sup>（令和8年度）

（目標3）Uターン転入者の促進（累計）

4,977人（令和3年度）→14,977人（令和8年度）

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

地域の課題を解決するために、「林道松山南谷線」の道路新設に併せて、木材の輸送ルートとなる「市道久谷81号線」「市道久谷83号線」の道路改良等を行うと共に、「林道北谷線」の舗装修繕等を行い、効率的な木材の輸送ルートを確保し、林業の生産性の向上を図る。

また、木材の輸送ルート周辺の生産拠点や歴史資源に接道または近接する「市道久谷8号線」「市道久谷193号線」「市道小野12号線」「市道小野12号線外1路線」「市道小野17号線」「市道小野25号線」「市道小野30号線」「市道小野51

号線」「市道小野 59 号線」の道路改良を行う。

## 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

### (1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる事業は以下のとおりで、事業開始に係る手続き等を完了している。  
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所図を示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市道に認定済み。( )内は認定年月日
  - 市道久谷8号線(昭和43年10月25日)
  - 市道久谷81号線(昭和43年10月25日)
  - 市道久谷83号線(昭和43年10月25日)
  - 市道久谷193号線(平成29年7月5日)
  - 市道小野12号線(昭和36年12月15日)
  - 市道小野12号線外1路線(昭和36年12月15日)
  - 市道小野17号線(昭和36年12月15日)
  - 市道小野25号線(昭和36年12月15日)
  - 市道小野30号線(昭和36年12月15日)
  - 市道小野51号線(昭和36年12月15日)
  - 市道小野59号線(昭和36年12月15日)
- ・林道 森林法第5条1項による今治松山地域森林計画(令和3年4月策定)に  
路線を記載。
  - 林道松山南谷線
  - 林道北谷線

#### 【施設の種類】 【事業主体】

- ・市道 松山市
- ・林道 愛媛県、松山市

#### 【事業区域】

松山市の日浦地区、小野地区、久谷地区

#### 【事業期間】

- ・市道 令和4年度～令和8年度
- ・林道 令和4年度～令和8年度

### 【整備量及び事業費】

- ・市道 2.98 k m、林道 0.98 k m
- ・総事業費 770,000 千円（うち交付金 381,000 千円）
  - 市道 696,000 千円（うち交付金 348,000 千円）
  - 林道 74,000 千円（うち交付金 33,000 千円）

### 【事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法】

| 指標 (KPI)                   | 基準年<br>(R3) | R4   | R5   | R6   | R7   | R8   |
|----------------------------|-------------|------|------|------|------|------|
| 林道松山南谷線～国道33号<br>までのアクセス改善 | 9分          | 9分   | 9分   | 9分   | 9分   | 7分   |
| 間伐実施面積の増加                  | 47ha        | 50ha | 50ha | 50ha | 50ha | 55ha |
| 地域の歴史資源<br>までのアクセス改善       | 3分          | 3分   | 3分   | 3分   | 3分   | 2分   |

毎年度終了後に松山市が必要な実績調査等を行い、速やかに状況を把握する。

### 【事業が先導的なものであると認められる理由】

(政策間連携)

市道及び林道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設整備が実施できるとともに、木材搬出ネットワークの構築が図られる。また、観光業との連携や林業の振興といった地域再生の目的達成に資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるといった点で、先導的な事業となっている。

## 5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「SDGs 未来都市まつやまの実現に向けた安全安心なみちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

## 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

### (1) 交通安全施設等整備事業

内 容 見通しの悪い交差点での交差点改良や、道路幅員が狭小で車両の離合できない箇所に待避所を設置することにより、車両の安全な通行を確保し交通事故の削減に努める。

実施主体 愛媛県松山市

実施時期 令和4年4月～令和9年3月

### (2) 生活道路整備事業

内 容 緊急車両等の通行が困難な生活道路で、利用形態に応じた効率的・効果的な道路改良を行うことにより、地域住民の安心安全な交通を確保し交通事故の削減に努める。

実施主体 愛媛県松山市

実施時期 令和4年4月～令和9年3月

### (3) 水源かん養林整備の推進（新たな水源かん養林事業）

内 容 本市の課題である水源対策の一環として、市民からの寄付等により設置された「松山市水源の森基金」を活用し、石手川ダム集水区域の竹林のうち森林所有者から整備要望のある放置竹林の伐採を推進し、水源林造成の整備促進を図る。

実施主体 愛媛県松山市

実施時期 令和4年4月～令和9年3月

### (4) Uターンによる転入の促進

内 容 高校や大学生を中心とした松山の魅力を発信する「松山アンバサダー」の育成など、松山との関係人口を拡大し松山への愛着の醸成やUターンの促進を図る。また、転入者が安心してUターン転入し定住できるよう再就職や起業・新規就農に関する相談など、転入者のニーズに沿った各種支援を行う。

実施主体 愛媛県松山市

実施時期 令和4年4月～令和9年3月

## 6 計画期間

令和4年度～令和8年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に松山市が必要な実績調査等を行い、速やかに状況を把握する。

### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

| 項目                    | 令和3年度<br>(基準年度)   | 令和6年度<br>(中間年度)   | 令和8年度<br>(最終目標)   |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 目標1<br>交通事故発生件数の縮減    | 1,039件            | 891件              | 804件              |
| 目標2<br>木材生産量の増加       | 777m <sup>3</sup> | 800m <sup>3</sup> | 900m <sup>3</sup> |
| 目標3<br>Uターン転入者の促進(累計) | 4,977人            | 10,977人           | 14,977人           |

(指標とする数値の収集方法)

| 項目             | 収集方法   |
|----------------|--|
| 交通事故発生件数の縮減    | 警察の事故報告書より収集   |
| 木材生産量の増加       | 愛媛県森林組合連合会松山木材市売場の取扱量より収集                                      |
| Uターン転入者の促進(累計) | 転入届出時のアンケートより収集<br>※転入者アンケート内「過去に松山市に住んだことがあるか」の項目で「はい」の人をカウント |

### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を速やかに松山市ホームページに公表する。